

今号の主な内容	
2面	20年度下半期財政運営状況
3面	住宅用火災警報器の申請を
3面	「おたっしや運動出前講座」 介護予防の運動を指導します
5面	ふらっと新宿四谷店リサイクル 自転車販売・修理を再開
6面	歯科健康診査の受診を
8面	新宿打ち水大作戦

しんじゅくコール  
☎ (3209) 9999  
(午前8時～午後10時、1/1～3を除く毎日)

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)  
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎(3209)1111  
ホームページ <http://www.city.shinjuku.tokyo.jp/>  
携帯電話版 [http://www.city.shinjuku.tokyo.jp/mobile/index\\_mobile.html](http://www.city.shinjuku.tokyo.jp/mobile/index_mobile.html)

## 小さな一票、大きな未来



# 東京都議会議員選挙

投票日は7月12日(日)午前7時～午後8時

東京都議会議員選挙が7月12日(日)に行われます。東京のよりよい未来のための大切な一票です。一人一人の権利を生かして投票しましょう。

【問合せ】区選挙管理委員会事務局 (第1分庁舎3階)  
☎(5273) 3740へ。

### 投票できる方

今回の選挙で新宿区で投票できる方は、満20歳以上(平成元年7月13日までに生まれた方)で、新宿区の選挙人名簿に登録されている方です。今回の選挙で新たに選挙人名簿に登録されるのは、平成21年4月2日までに転入届を出し、7月2日現在、引き続き区内に住民登録のある方です。

### 都内で引っ越しをした方

都内のほかの区市町村へ引っ越しをして、平成21年4月3日以降に転入の届け出をした方は、新住所では投票できません。ただし、前住所の選挙人名簿に登録されている方は、前住所での投票(または期日前投票)か、新住所の選挙管理委員会が指定する場所での不在者投票ができます。この場合、再びほかの区市町村に転出したときは投票できません。

投票の際には、新住所の区市町村が無料で発行する「選挙用住民票」(※)や、官公署発行の住所・顔写真付き証明書(住所書き換え済みの運転免許証や写真付きの住民基本台帳カード等)の提示が必要です。

※新宿区の場合、各特別出張所・戸籍住民課(本庁舎1階)で発行します。

### 都外へ転出する方

7月3日(金)までに都外へ転出した方は投票できません。7月4日(土)以降に転出する場合は、転出する日まで期日前投票ができます。

### 区内で転居した方

6月19日までに区内で転居の届け出をした方は、新住所の投票所で投票できます。6月20日以降に転居届を出した方は、旧住所の投票所で投票してください。

### 投票所整理券

7月3日(金)から、住民票の世帯ごとにまとめて封書で送ります。投票の際は、ご自分の投票所整理券を確認し、お持ちください。投票所整理券が届かない、紛失したなどの場合は、投票所の係員にお申し出ください。

### 投票所の変更

今回の選挙では、次の投票所が変わります。▼第7投票所：熊谷組東京本社から「津久戸小学校(津久戸町2-2)」に変更、▼第22投票所：都立戸山高小から「西早稲田中学校(戸山3-20-12)」に変更、▼第30投票所：西戸山中学校から「西戸山小学校(百人町4-2-1)」に変更

### 投票区域の変更

今回の選挙から、第19投票区、第24投票区、第27投票区の投票区域が下表のとおり変わります。住所によっては、投票所が変わる場合もあります。

### 投票の方法

投票用紙に「候補者1人の氏名」を記入してください。氏名以外は記入しないでください。

### 体の不自由な方には

目の不自由な方は、点字で投



票ができます。また、けがなどで自書できない方には、係員が投票のお手伝いをします。投票の秘密は守られますのでご安心ください。車いすのまま利用できる記載台も用意しています。

### 選挙公報

7月8日(水)に、朝日・産経東・日本経済・毎日・読売の各日刊紙朝刊に折り込む予定です。また、主な区立施設・スーパー・駅等にも置きます。入手が困難な方は、区選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

### 開票

7月12日(日)午後8時45分から、新宿コズミックセンター(大久保3-1-2)で行います。※当日は新宿区ホームページで投票・開票速報を提供します。

投票区	投票区の区域	投票所
第19投票区	若松町12番 河田町3番(3~14号)、4~7番、 8番(3~6号)、9~11番 余丁町全域	若松町特別出張所 (若松町12-6)
第24投票区	新宿7丁目1~25番 若松町13~24番	余丁町小学校 (若松町13-1)
第27投票区	大久保1丁目全域 新宿7丁目26~27番	大久保小学校 (大久保1-1-21)

表1 期日前投票所

期日前投票所の名称	所在地	設置期間
区役所第1分庁舎1階ロビー	歌舞伎町1-5-1	7月4日(土)~11日(日)
四谷特別出張所	内藤町87	7月5日(日)~11日(日)
笹町特別出張所	笹町15	
榎町特別出張所	早稲田町85	
若松町特別出張所	若松町12-6	
大久保特別出張所	大久保2-12-7	
戸塚特別出張所	高田馬場1-17-20	
落合第一特別出張所	下落合4-6-7	
落合第二特別出張所	中落合4-17-13	
柏木特別出張所	北新宿2-3-7	
角筈特別出張所	西新宿4-33-7	

※時間はいずれも午前8時30分~午後8時

表2 「郵便等による不在者投票」ができる方

手帳等の種類	内容	等級等
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の障害	1級・3級
	免疫の障害	1級~3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症~第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の障害	特別項症~第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

## 期日前投票・不在者投票のご利用を

投票日の7月12日(日)に投票所に行けない方は、ぜひ、ご利用ください。

### 期日前投票

仕事・旅行などで投票日当日に投票できない方は、期日前投票ができます。

7月3日(金)からお送りする投票所整理券裏面の宣誓書に必要事項を記入し、期日前投票所にお持ちください。宣誓書は期日前投票所にもあります。投票所整理券のない方は、係員にお申し出ください。

【日時・会場】左表のとおり。区内の住所地にかかわらず、いずれの期日前投票所でも投票できます。

●郵便等による不在者投票

●郵便等による不在者投票  
身体が不自由なため投票所に行くことが難しく、左表2に該当する方は、事前に「郵便等投票証明書」を提出してください。

また、都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院(入所)している方は、その施設でも不在者投票ができます。施設にお問い合わせください。

書」の交付を受け、7月8日(水)までに不在者投票用紙を請求すること、郵便等による不在者投票ができます。

●郵便等による不在者投票での代理記載制度  
左表2に該当し、かつ「身体障害者手帳をお持ちで上肢または視覚の障害の程度が1級の方」または「戦傷病者手帳をお持ちで上肢または視覚の障害の程度が特別項症(第2項症の方)」は、事前の手続きで、代理記載制度が利用できます。

●その他の不在者投票制度  
旅行地・滞在地の選挙管理委員会でも、不在者投票ができます。投票用紙等を郵送しますので、お早めに区選挙管理委員会へお申し出ください。

また、都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院(入所)している方は、その施設でも不在者投票ができます。施設にお問い合わせください。